

葉山町教育委員会 7月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年7月15日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 返町和久
教育長職務代理者 鈴木伸久
委員 小峰みち子
委員 水沢 勉
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭
教育総務課長 虫賀和弘
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久
学校教育課指導主事 梶浦いづみ、大黒貴文、松本美穂
- 5 議長 教育長 返町和久
- 6 書記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開会 午前10時00分

(開会宣言)

- 教 育 長) ただいまから葉山町教育委員会7月定例会を開会いたします。
- 本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しております。したがって、有効に成立しています。
- 時刻は10時ちょうどです。
- 本日の定例会につきましては、傍聴人の方はいらっしゃいません。
- 本日の日程を確認いたします。日程第1 前回会議録について、日程第2 教育長の報告事項について、日程第3 定例校長会議について、日程第4 議案第11号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」、日程第5 議案第12号「令和4年度以降の成人式の開催方針について」、日程第6 報告第6号「教育長の専決事項について」、日程第7 報告第7号「教育長の事務代理に係る報告(葉山町スポーツ推進委員の解職について)」、日程第8 報告第8号「教育長の事務代理に係る報告(葉山町スポーツ推進委員の委嘱について)」、日程第9 令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価結果報告書(案)について。日程第10 新型コロナウイルスに関する対応について、日程第11 その他。
- 以上でございます。
- 会議次第についてご異議ございませんでしょうか。
- 委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。委員の名前を指名した後、発言をお願いします。

質疑をされるときには、何についての質疑であるか、明確にお願いしたいと思います。

(前回会議録について)

教 育 長) それでは、日程第1「前回会議録について」を議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、6月定例会につきましてご報告いたします。

6月定例会は各委員の皆様には議事録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、6月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会10時、閉会11時47分でございます。

以上です。

教 育 長) 以上、説明がございましたけれども、ご意見、ご異議、大きな修正等ございませんでしょうか。

特になしでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録については原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 続きまして、日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私のほうからお話しいたします。

前回6月17日定例会以降に行いました、教育長の主な活動につきまして報告いたします。お手元に「教育長報告事項」と題したペーパーがあるかと思えます。そこでの記載は5件でございます。日程に沿って順次お話しいたしますが、定例校長会議につきましては日程第3で、また、臨時校長会議につきましては日程第10で扱いますので、ここでは割愛し、残り3件についてご報告いたします。

1件目、6月18日（木曜日）、町議会定例会本会議第5日でございます。第4日までにつきましては前回定例会で報告済みでございます。

さて、当日ですけれども、直接教育委員会の所管事項ではありませんが、総務建設常任委員会に付託されていた安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例の審議が行われ、討論の後、可決、成立してございます。

続いて、教育委員会関連の補正予算ですけれども、補正予算全体の中で2つほど位置づけられております。1つは、通学支援事業ということで、町外に通っている

小・中・高・大学生等に関する通学定期代の補助ということになります。逗子市に設置されている公設駐輪場に関する補助もこの中には含めてございます。上限 1.5 万までということで、こういう補助を実施するという提案でございます。これに関しては、補正予算全体に対する可決、成立でございますけれども、これに関する討論としては、主に 2 つほどでしょうか。1 つは、塾や予備校やセミナー等に通っている子には支援しないのか。制限するのはよくないというふうなご指摘で、そういう趣旨のご質問がございました。法の第 1 条に位置づけられている学校に通っている子について支援をしていくと。要するに、ある意味で言うと、際限がない。この類いの名前がついているもの、趣味でお通いのようなものについても支援の範囲が広がってしまいますので、やはり学校という位置づけでやりたいということは申し上げたところでございます。

それから、細かいところでは、中学生のバス代補助を町で実施していますが、その補助率が 4 分の 1 であるのに対して、今回は 2 分の 1 であると、それはなぜかというか、多くなっちゃう子もいるんじゃないかというふうな質問でした。これに関しては緊急支援ということなので、そもそも性質が違うということでお答えしたところでございます。

なお、葉山町は小学生でもバスで定期的に通学している子もいるんじゃないかというご指摘がありましたので、確認することは必要というふうに思っております。

もう一つ補正予算に上げた項目がございまして、中学 3 年生に対する I C T 端末、俗に言うパソコンですけれども、その全員分の配付と、それから、必要な子に対するルーターの配備、これを事業として実施したいということです。ご承知のように、G I G A スクール構想の中学 3 年生分について、先行的に実施をするという意味を持ってございます。これに関して、もちろん可決していただいたわけですが、若干議論がありまして、2 つほど私の記憶に残ってございます。

1 つは、今回選定を予想している機種ですけれども、Chromebook ということなので、高校との接続はどうなんだと。これは神奈川の公立高校は基本的にみんな Chromebook なんて接続性はいいんじゃないかというふうにお答えしたところでございます。

もう一つは、ルーターを 30 台ほど整備して、W i - F i 環境のない子に貸与しようというふうな話をくっつけているわけですが、それに対してモバイルルーターを持ち歩けることによって、乱用の可能性があるんじゃないかと。いつでもどこでも使えちゃうんじゃないかとか、そういう子の親が使ったらどうするんだみたいな、私は乱用という言葉でくりましたけど、そういうことをご質問された方がいます。いろんなところでルーター使っているからそうっちゃうのではないかと。ということなんですけれども、基本的に使い方のルールをしっかりと決めて、それで貸し出せばそれほどのことはないんじゃないかならうか。それ以外に、だから据置き型の

ほうがいいんじゃないかという提案を受けたんですけれども、実際にそれをどう補助するか、大変難しいです。ルーターはいずれ回収して終わりですけれども、据置き型を誰がどのように設置してあげて、それを回収していいものなのかどうかという、そういう問題も起こってしまいますので。今回は整備したものを、G I G Aスクール構想の一環も担っているわけなので、やがて次の学年にバトンタッチしていくんだと思うんだけど、そういうことにもなじまないの、どうなのかと思いながら聞いておりました。

これは直接答弁したことではありませんけれども、W i - F i 環境をおうちでお持ちでないようなご家庭の方に、さあ、設置してみろっていても難しいんじゃないかと、個人的には思っています。そうすると、結局工事につながってしまうので、やっぱり多少ロスはあるけどもモバイルルーターがいいんじゃないのか、そんなふうに思っているところでした。いずれにしろ、成立はしましたので、これを事業として実施していくことになります。

2 件目に移ります。7 月 1 日の水曜日、辞令交付式がございまして、町で一斉にあったわけですが、教育委員会関連は 1 件でございます。後ほど報告第 6 号教育長の専決事項で内容についてご紹介いたしますけれども、町部局から転入する者 1 名について辞令交付したということでございます。

3 件目に行きます。7 月 6 日（月曜日）に教育振興基本計画策定委員会を開催いたしました。7 人の委員の方にご出席いただきまして、机上配付ではございますけれども、委嘱状を交付したところでございます。関東学院大学学長補佐の出石教授と、県教委の湘三事務所、河合副所長、それから本町の社会教育委員の方 2 名、保護者代表の方 1 名、校長代表 2 名、計 7 名で構成してございます。

冒頭挨拶をさせていただきました。本町の第 1 次から第 3 次に至る教育総合プランに関する流れと、それに重複するような形でかぶさっている第 1 期から第 2 期の教育振興基本計画をめぐる経緯の概略というものをお伝えしたところでございます。その上で、その後には予定されている事務局の詳細な説明以前の段階ですが、私として留意点と思うところを、3 点ほどに要約してお伝えしました。

1 つは、国の振興基本計画の第 3 次が平成 30 年に出されていますので、それとの照応。それから、新学習指導要領との照応、これを図らざるを得ないということ、これを 1 点目に挙げました。

2 つ目として、町の総合計画の第 2 期基本計画が来年度実施されるということで、それに対するこの教育総合プランの整合性ということ意識していると。従来は、第 1 期の基本計画の中では学校教育の部分が見開き 2 ページしかなくて、1 項目 2 ページしかなくて、それに対して、一つの例かもしれませんが、生涯学習に関して言うと、数項目、十数ページです。どう考えても釣合いが悪いので、この機会に是正いたしました。学校教育に関する部分がこの基本計画の記述の中に大幅に増

えるということになります。

それから3つ目として、これは前回も申し上げましたけれど、学校施設の老朽化問題が放置できない状況になっていると。今回の葉山町の第2期教育振興基本計画の期間を通じて大きなことになるということでお話ししました。そのような形で教育長挨拶をさせていただいたところでございます。

その後、正・副委員長の選任がありまして、委員長は出石教授、副委員長は河合副所長になりました。その後、出石委員長からご挨拶をいただいた後、私から委員長である出石教授に今回の計画に対する諮問書を手交しました。その後の議事については私は退席しましたので、何かお尋ねのことがあれば、後ほど事務局のほうにお尋ねいただければと思います。

今回教育長報告事項は以上でございます。

それでは、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、質疑がないということでございますので、質疑を終了いたします。

以上、教育長の報告事項についてはこれをもって終了といたします。

(定例校長会議について)

教 育 長) 続きますして、日程第3「定例校長会議について」を議題といたします。

まず冒頭、私のほうから当日の教育長挨拶の内容をご報告します。連絡事項等については、必要であれば後ほど学校教育課長から報告いたします。

なお、既にこの定例会の場で報告済みの事項は重複いたしますので、割愛いたします。

第3回校長会議が6月10日に開かれましたので、その後の期間に関わることをお話しいたしました。7月2日に開かれた第4回校長会議でございます。

1件目は、いつも話題づくりということで、折々に校長さん方にお伝えしたいこととお話ししています。今回はオンライン授業とコミュニティスクールに向けてというふうなテーマをつくりまして、話しました。たまたま、文部科学省の初等中等教育局のメルマガがございまして、その6月26日号に、「三砂中オンライン奮闘記」という記事がございました。この三砂中というのは、東京の江東区立第三砂町中学校を指します。多分砂町銀座の近くだと思いながら読ませていただきました。そこの、学校を支援する保護者の会だと思えますけれども、支援の会のコーディネーターをされている潮田邦夫さんという方が投稿されているんです。内容についていろいろ勉強になりましたので、それをお伝えしたんですけれども。もう一つ、こういうメルマガって、私が読み始めたのは校長を退職してから、恥ずかしいことに、国大の先生方に教えられて見るようになったんです。その頃は、基本的には初等中等教育局の連絡事項と情報提供に終始していたと思えますけれども、ここ3年ぐら

いですか、読み物というんですか、読んでもらいたいという気持ちがありありなんですけれども、現職の課長さん方が持ち回りで、結構長い記事書くんですね。しかも、私見ですがとお断りの上で、結構踏み込んだ内容をお書きになっています。幾つか感動的だなと思って読んだものもあります。本体の初等中等のほうの連絡事項よりもはるかに長い、10 ページ近い長大論文もありまして、そこで何か姿勢がちょっと変わったなという印象を持ちました。

今回、保護者というか、そういう方の寄稿文を載つけるようになりまして、そういうところでも、このメルマガに新風を吹き込もうとしているのかというふうな感じで読んだところでございます。たまたまこの時期本町でも動画配信事業を実施しましたので、それと重ね合わせるようにして読ませていただきました。

まず、この中学校でもこの潮田さんたちが立ち上がって、教員たちの中でやろうという気持ちのある、有志って書いてありましたけれども、その先生方と協力してオンライン授業を開始した。全先生がやったのかどうかについて明言されていないので、学校全体の組織的な活動になったかどうかはちょっと定かではありません。取り組まれたこの範囲内と言いますと、オンライン授業の機器ですけれども、今はやりなんですか、これは。石岡実成議員が町議会でもご質問で使っていましたけど、ブリングユアOWNデバイスという、自分自身のデバイスです。自分自身のパソコンという意味ですけれども。そういうものを使って十分やれましたという報告です。先生方の授業に関してはスマホを使用して送りました。回線は学校配備のモバイルルーターを使ったというんで、LAN配線しなくてもできたということです。LAN配線というか、LAN整備が進んでいなくてもモバイルルーターでできてしまったという意味なんじゃないかと思っておりますけど。それから、スマホを固定する三脚を使い、オンラインシステムとしてはZOOMを使い、これで十分でしたということでした。それから、受ける生徒の側も同じようにBYODで、スマホで十分です。スマホと、自宅で受信環境のない者には学校のタブレットとルーターを貸与したと。ここも、全員配備を実現していたわけじゃないんです。部分的に整備していたものを貸したということになります。

それから、実践方法も、初めから完備した、しっかりしたものをつくるというふうな構想ではなくて、とにかくまずは実施してみようと。実施する中で修正がかけられればいいんじゃないのかというふうな姿勢で始めたということです。スマホは特段画質も悪くなく、黒板全体の文字が映る形で十分対応できたということでした。厄介だったのは、ZOOMの利用上の制限で、40分か何かでしょう。無償時間が切れちゃうんです。なので、40分ごとに一回切ってやるというふうなことが面倒くさかったということをしていました。

それから、大事なものは、先生方にはやっぱり授業というか、講義に集中してもらいたかったんで、教員に対するサポートを支援の会が積極的にやると。特に一つ

の授業に関してできるだけT Tの形になるように、中学校だから若干余裕があって、できた授業もあると思うんだけど、できないところに関してはこの有志の会ですか、保護者の会、支援する会のメンバーが入って先生たちと共同で実施したというふうに言っていました。なので、設備的には完璧じゃなくてもできるというのがこの人たちの結論です。できるんだ、やってみる。むしろ問題は、やっぱりICTリテラシーなので。多くの先生たちが、ここはやっぱり難題というか、今後本格的にこういったものに取り組んでいく上では、教員のこういうリテラシーを高めるための研修事業が非常に大事なんだろうなということを結びで述べておられました。話としては全く同感です。ここはオンライン同時一斉授業でやられたところなので、私たちの動画配信そのものと同じではないんですけども、参考になることが多々あったのかというふうに読ませていただきました。

私自身もこういうICTに疎いところもあるので、技術的にはいろんなことができるんだなということが分かったというだけなので、教員に対する研修が大事だということももう全くそのとおりでなというふうに思うし、同感したし。それから一番大事なのは、やっぱり、地域の中にこういう技能を持った人たちがいっぱい存在しているので、そういう人たちの支援をかき集めると結構力になるんだということが分かるわけです。本町でも、大変お世話になりました。もっと大人数の方がいっぱい参加されて、自分自身が技能を持たない方でも、教員のそばにいて操作を手伝ってあげることだけでも十分助けになるんだなということが分かりました。

今後、私たちがコミュニティスクールなんていうものを考えていくときに、単純に学校に対して発言権をその地域の人が持つ、そういうことだけではなくて、いわばその下にぶら下がっている地域学校協働本部でしょうか、こういったものを存分に活用して、コミュニティスクールが成り立つといい。むしろ、皆さんで協議していただいて、こういうものをやろうというふうなことが、支援の呼びかけを広げていこうというふうなことが決められていくといいのかと。なかなか教員だけで地域に声かけて支援や何かを集めるって難しいと思うんです。そういう地域の人の声を活用して、支援が広がっていくといいなとつくづく思った次第です。我々が目指すコミュニティスクールはそういうものなので。もちろん、保護者や地域の人が発言権を持つこと自体大事なことだけれど、そういうことができるといいなと思いました。

今回の私たちの動画配信事業を振り返ってという話をその後にくっつけたわけです。最初にちょっとした話ですけど、今回神奈川新聞に取上げていただいて、お読みいただいたと思います。ああいう記事の場合、表に出て授業をした教員の話だけがわあっと出ていますが、それだけでやるのは無理じゃないですか。裏方のほうが大変なので。そういうこともこの三砂中の話から分かるところもありますので、そういうところに目を留めてほしいというふうなことを申し上げると同時に、裏方に

当たられた方に対する感謝の気持ちをそこで表現させていただいたところです。

あともう一つは、やってくれた有志の先生方もそういうことを強く思われていると思いますけど、今回学校が再開したらもう終わり、喉元過ぎればそれで終わりというふうにならないように、これを着実に次のICT教育の現実的な展開につなげていくんだということは、しっかり考えなきゃいけないなというふうに思っています。もう一方で、今回分かったことは、本当にいろんなものを読んでいると、特に行政系の雑誌とか、それからICT企業系の雑誌なんか読んでいると、オンライン授業万々歳で、そっちのほうに行け行けみたいなことがががが書かれているんですけど、私はそれは違うなと思いました。改めて人間が人間同士、同じ場を共有して、リアルな授業を受けるのが人間の成長に不可欠だということをつくづく思ったんです。ただ、じゃあ、今までどおりでいいかっていうと、そんなことはないので、ICTという時代の流れもあるし、それは、私たちのそういうリアルな授業をより豊かにするための便利で有効な道具でもあるわけでしょう。そういうものとして活用していけたらどうなのかということをおもいました。そういう意味では必要なことがいっぱいあるし、今までだと対話的な授業ってやっぱり限界がすごくあったと思うんですけど、そういうものもしっかりやっていくことが可能になるわけだし、それから予習・復習とか、ちょっと言葉悪いけど、採点して返すとか、そういった往復も機敏にできるようになりますね。そういったことを組合わせていくことがいいのかと思いました。

学校でのリアルな授業についても、これは誰かがいいイメージ図を書いてくれるといいなと思っているんですけど。リアルな授業をコアにして、その周りに同心円上でもいいでしょう、ICTを活用した授業があり、それから家に戻ったときのオンラインを活用した学習が、双方向だったり、動画配信だったりの学習があると。それから家庭そのもので今度は、そういう環境を利用して自分たちで学習するようなことが起きてくる。言葉としてベストミックスはどうかと思っています。そんなイメージでお話をさせていただきました。

もう一つ、今回の私たちの動画配信事業の課題があります。先ほど来の話と重複するのかもしれませんが、おおむね教員150というふうに思いますが、そのうち今回動画配信に乗ってくれた人たち、大体50人強ですか。残りの100人はタッチしてないわけでしょう。その人たちも、いや応なくICT授業をやってもらわなきゃいけないわけだから。ICT授業と言っちゃうと、何かICTの授業をするという風に聞こえますが、そうじゃなくて、ICTを活用した授業です。それをやらしてもらわなきゃいけないわけなので、そのことをどうするのかという、とても大きな課題です。その中で、さっき三砂中に出たように、地域の人たちがみんなでやろうよ、やろうよって先生たちに声をかけてくれて、やるとなれば支援するよというふうな機運が生まれてきて、みんなが乗れるようになれば、比較的無理なく、残

りの 100 人のうち 90 人ぐらいは乗せていけるようになるんじゃないのかと、二、三年すれば。そんなことをイメージとして持ちます。

コミュニティスクールについて、なかなか難しいって、めげてる校長先生もいらっしゃるやに聞いていますので、そういうつもりでこのお話をさせていただきました。いずれにしてもやらなきゃいけないんです。こういうことをやるについてはこんな課題があって、大変だからって、そこで思考を停止する人が世の中にはいっぱいいるんです。でも、やらなきゃいけないことに決まっていて、やることについてメリットがあることも分かっているわけだから、やることの困難をどういうふうに克服するかという形で課題を考えてくれればいいんだけど、その課題があること自体を盾に取って、やらないことの理由に挙げる人が世の中にはいっぱいいるんです。教員もそうだと思います。そういうふうな壁を何とか克服していきたいなというふうに思っています。

私個人の述懐になってしまうんですけど、6年間やってきて、少なくとも1対2ぐらいまでは今なったのかという感じを、オンライン授業については、自分自身のイメージとしては持っています。来たときは多分1対9ぐらいでしょうから、少しはましになったというふうに思っています。これについては、だから、三砂中の話を紹介しがてら、校長先生方にエールを送るというふうなつもりでお話ししたということでございます。

次に、学校だより。委員さん方のお手元にも届いていますね。発行量がすごく増えています。特定の人かもしれないけど。滝川先生は週に2本ぐらいずつ書いているんじゃないかというぐらいすごい量です。これは、益田先生よりも本数が多いので、どうしちゃったのと言いたいぐらい、すごい勢いです。ほかの先生方もすごく刺激を受けていらっしゃるんだと思います。一色小なんかも年々本数が増えたりしていて、それだけ発信量が多くなるとどうしても、単なる情報提供だけじゃなくて、校長先生方のお考えが見えてくるところもありますので、いいことと思っています。全部は紹介し切れないんですけども、上山口小学校、この間、前回から数えてみますと10本ぐらい出てる。すごい量ですけども。その中で2つほど紹介しました。

一つは、普通に言っている通知表に当たる「ふたばの子」ですけど、これを2学期末まで発行を延ばすという話なので。このことに関して滝川先生は、一種のこれに関する代償措置みたいなことをお考えだと思いますけれども、個人面談の前倒しとか、4年生、6年生に対して少人数指導ということで、教員を手厚くくっつけるようなことをしているんです。そういうことをお考えだということが分かるように発行されています。

それから、6月8日号には、裏面全体に結構長い文章が載ってまして、コロナ禍の中で期せずしてといたしますか、一種のサボる自由時間が生まれたということが、

子どもにとって意味があったんじゃないかということと、それからもう一方で、やっぱりそういう時間を有効に立て直していくというんですか、学校生活に合わせて。そのときに生活習慣というのが大事だということが書かれています。私もそのとおりだと思うんだけど、この2つというのは、必ずしも一つの時間の中で両立しないところがあるわけです。そこをどうしていくのかということを感じましたということをお伝えしました。本当はどっちとも必要だと思うんだけど。

それから、長柄小学校だよりの中では、6月16日号に、GIGA構想を含んで日本の教育の大転換期が今訪れつつあるんだという、益田先生の主張が掲載されています。その次が非常に面白かったんだけど、にもかかわらず、職員室で話題にも上がっていないっていう一行がありまして、本当に彼らしいです。こんなことを正直に書きちゃっていいんだろかって思いましたけど。そういうことがあったので、何とか励ましたいなという気持ちでおります。何とか話題にして皆で共有したいなというふうに思っています。

それから、6月15日号に、長柄小学校独自で放課後学習サポート教室を開きますということが書かれていて、これは一色でやっている町の企画と一種のタイアップというか、相互補完的な事業としてやってくださるので、すごくいいなと思っているんですけども、これもなかなかうまく教員のサポートが得られていないような話が聞こえてきましたので、ちょっとそのことを踏まえて、自分の経験をお話ししました。私が荏田高校の校長をやっているときに、仰々しくASLと言ってたんですけども、アフタースクールレッスンです。放課後に有志の教員たちが補習してあげようということです。そういうのを組織的に大人数でやろうということで、ASLと銘打って、これを学校説明会でも大宣伝したんです。ところが、思ったほどは人が集まらないので、せいぜい数人だけれど、それでもやったほうがいいんじゃないのかということを行いました。もうはっきり益田さんに向かって言っているんですけど。高校だから教員の数が多いじゃないですか。50人くらいいるので、参加者は本当にすごく少ない。学校全体では放課後部活に行かない先生にそれやってほしいと期待するわけだけど、なかなかそうはいかないです。なので、この大宣伝に惹かれて荏田高校を受験した子には大変申しわけないなと思ったんだけど。羊頭狗肉というんですね。私はそれ立ち上げたところで転勤してしまいましたので。転勤は、私の意思ではないんですけど。本当にそういう看板だけ掲げて出てきちゃって申しわけないなと思って。それでもやったほうがいいなというふうに思っています。

それから、一色小学校だよりです。安達先生がコロナと一緒に過ごしていく学校の再開というふうなキーワードをつくりました。それに伴って休みの過ごし方とか給食の作法とか、そういう話があります。さらには、日傘の利用を勧めていましたね。愛知県から始まったらしいですけど。そういうこと全体を通じて一緒に過ごし

ていくという考え方が大事だなと。今まではコロナ禍があつて、再開したらなくなるといふわけではないので、この考え方が大事かと思ひます。

それから、通知表、今年度の「そだち」についてです。やはり2学期末に発行するといふ話でしたので、これに関して一言。それ以前の段階をどうするのかといふことをしっかり伝えてください、町教委にも伝えてくださいといふことを申し上げておきました。

葉山中学校だよりに関して言うと、加藤校長のリード文のところ、新しい生活様式について、3つの感染症の負の連鎖を断ち切るような学校生活にしたい。3つの感染症といふのは、病気そのものと子どもたちに広がる不安の心と、不安の心が生む差別の3つを指しています。

南郷中学校だより、5月20日号には、入学生代表の言葉と生徒会長の言葉があつて、毎年なんですけど、読んでいてレベルが高い。しっかりした子どもが多いなと改めて思ったところです。

児童・生徒の事故防止に関しては、コロナ禍だからこそ心配といふことで、熱中症と、それから食中毒のニュースが結構出ていますので、そのことに注意喚起しておきました。コロナ禍に伴って、子どもたちの心のケア、ストレス観察には引き続きご留意くださいといふふうに申し上げた。

そのほかの部分については重複しますので、省略いたします。

以上の形で教育長挨拶をさせていただきました。

連絡事項について補足があれば、学校教育課長、お願いします。瀨名学校教育課長。

学校教育課長) それでは、次第にはございませんが、私から補足をさせていただきます。

自然災害による学校の臨時休校についてといふことで、昨年度までは朝6時半の時点で葉山町に暴風雨警報が発令されている場合のみ臨時休校となっております。既にご報告しましたとおり、今年度の4月から葉山町に大雨警報と洪水警報が両方発令された場合、または葉山町で警戒レベル3以上が発令されている場合が加わっております。

そのような中、先日6月30日に梅雨前線の影響から、関東が激しい雨に見舞われて、葉山町にも大雨警報が発令されました。翌朝、7月1日につきましても、朝6時半の時点で大雨警報が発令されておりましたが、洪水警報は発令されておませんでした。しかし、携帯の防災速報などを示すスマホのアプリ等には警戒レベル3相当という表示が出されていたため、保護者の方がそれを見て休校なのかどうか、かなり混乱してしまったという件がございました。警戒レベル3につきましても、気象庁が出している情報ではなく、それをもとに葉山町が警戒レベル3として判断した場合のみ休校になるということになります。そういった周知徹底が保護者になされておらず、混乱を招いてしまったという結果になってしまいました。そして、

学校はそれを受けて、本日は平常どおり授業を行いますという旨の一斉メールを発信いたしました。が発信した内容や発信した時間帯が各校ちょっとまちまちになってしまって、さらに保護者の混乱を招いてしまったという状況にもなりました。

この件につきましては、再度各校で一斉メールの内容を情報共有して、共通する内容にしていきたいということ、さらに配信時間を極力タイムラグがないようにしていきたいという旨をお願いいたしました。早朝等に一斉メールを出す場合も当然ございますので、既に管理職にご登録いただいておりますが、自宅のパソコンやお手持ちのスマホから一斉メールも配信できるようにご登録いただいておりますので、そちらの活用についても確認させていただいたところです。併せて葉山町に警戒レベル3が発令されている状況という規定につきましては、このような混乱を招く危険性も今後高いので、規定から削除して、保護者の方にその旨おわびするとともに、再度臨時休校の取決めについて周知を図っていただいたということを確認させていただきました。

以上でございます。

教 育 長) では、質疑に移りたいと思います。何かありましたらお願いします。鈴木委員。

鈴 木 委 員) 梶浦指導主事に確認なんですけど、定例校長会議の議題にもなっている学校視察について、最終的にどうしたの。

学校教育課指導主事) 現在詳細を検討しております。急ぎ対応いたします。

鈴 木 委 員) 中止の方向で考える予定なんだろう。

学校教育課指導主事) はい。

教 育 長) ほかに。小峰委員。

小 峰 委 員) 3つ伺いたいというか、感想もあります。

先ほど教育長が、実際保護者の支援を得てやっていたオンライン授業の例をお話されましたがその後に、オンライン授業ができればそれがオールマイティーになるということではなく、やはり今までどおりの、みんなの中で子どもたちと先生が直接関わる授業こそ大事にしなければいけないというお話を伺って、私もそのように思っております。というのは、今、私の姪がアメリカに住んでいて、もう子どもは大きいんですけども、周辺にいらっしゃる小学生や中学生を持つ保護者の方たちとの交流の中で感じたことを私に話したことがありました。アメリカは学校行くまでに距離的に遠いところもあったり、それからいじめにあって不登校気味になったり、あるいは犯罪に巻き込まれる恐れを感じたりとかということを見ると、オンライン、リモートでできる授業を充実すると、学校に行かせない親が結構目立ってきたということです。それはそれで、子どもの学び、学力の面ではいいのかもしれないけど、でも、一体人間性ってどういうところで育んだらいいんだろうかということ姪は私に話しました。本当にそのとおりだと思います。アメリカという土地柄もあるのかもしれないけども、それで全てオーケーというふうに考えるようになって

くると、それは困ったことだというような話になったことを思い出しました。

葉山でもせっかく動画配信をスタートさせたので、そのライブラリーとして動画配信できる材料をため込むことも大事でしょうけども、なお一層ふだん、集団を相手にした授業も先生方に大事にさせていただきたいという気持ちになりました。それがまず1点目で、感想です。

それから2点目ですけれども、校長会議の中の連絡事項の4番の学びづくりの研究推進事業予算についてというところの資料4に、私が今頂いている校長会の資料の中に、教員向け学習サービスという、アクティブラーナー、F i n dアクティブラーナーという資料がついているんですけれども、これについてどのような形で校長先生方にご紹介したのかという、いきさつなり、期待するところなり、そのあたりをお話ししていただけたらと思います。

3点目は、その他のところに、学校等欠席者・感染者情報システムの加入についてというところがありまして、これも資料はあるんですけれども、このあたりを具体的にどのように活用されるのかということもお話しいただければと思います。以上です。

教 育 長) 質問としては2点。1点目、F i n dアクティブラーナー。梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) F i n dアクティブラーナーにつきましては、昨年、南郷中学校に導入しております。この資料にもありますように、先進地の授業実践や様々な教育に関わるコンテンツが入っており、I D登録をして、アクセスして、先生方が自己研さん等に活用できる仕組みになっています。南郷中学校では、そのアクティブラーナー講演の画像を見て、現在校内研でご助言いただいている福島先生を招聘しています。実際に講師を選定する際のきっかけづくりにもなっております。今年度につきましては、コロナの影響で、県で行われる先生方の自己研さんの研修や、指定研修が中止になっていること、また、各校で講師の方をお呼びしての研修会の実施がなかなか難しいというところから、全ての学校でこのF i n dアクティブラーナーを導入し、先生方が手軽に自己研さんの研修ができるようにしました。またI Dを登録すればご自身の端末等からもアクセスできますので、隙間時間を見つけて研修を進めることもできます。このような形で研修を行うことで、働き方改革にもつながるかと思っております。

校長会議におきましても、南郷中学校で実際にこれを活用されていた益田校長先生からほかの校長先生に具体的な話をさせていただきました。以上です。

小 峰 委 員) 続けて伺いますが、これ有料なわけですね。

学校教育課指導主事) 有料です。

小 峰 委 員) その料金の体系ですが、学校が契約して、先生方がI Dさえ取得すれば、誰がどこでも見られるということでしょうか。また、この料金がどのぐらいで学校負担になるのかどうかというあたりもお聞かせいただけたらと思います。

学校教育課指導主事) 添付資料に予算が表になっているものが入っておりますでしょうか。1校当たり年間の契約で、消費税を含めまして3万8,500円の経費となっております。参考までに、講師への謝金は基本的に1回3万円となっております。その学校に所属されている全ての先生がID登録をすることで、学校の教務用パソコン、またはご自身の端末からアクセスすることができます。また、今年度は学習支援員、非常勤等、コロナ対応として年度途中から勤務している方々もそれぞれの学校に所属しているときには使用できるようにしております。

また、委員会の指導主事も権限をいただいて、こちらでも研修ができるようにしていただいております。以上です。

教 育 長) ご意見はよろしいですか。どうぞ。

小 峰 委 員) 今回はその講師にお支払いする分で充当できるということですね。じゃあ今後それがなくても継続的に利用ができるように教育委員会としては支援していくというふうにお考えでしょうか。

学校教育課指導主事) 研修の一つの有効な手段だとは思いますが、委員会としましては継続して導入をしていきたいと思っておりますが、先生方の活用状況等も把握しながらと思っております。以上です。

小 峰 委 員) 分かりました。

教 育 長) では、もう一件、欠席者・感染者情報システムの概要。松本指導主事。

学校教育課指導主事) 学校等欠席者・感染症情報システムの概要というところで、このシステムは以前より、日本学校保健会から導入の申込みのお知らせがありましたが、このコロナ感染症拡大を受けまして、文部科学省も今年度よりこちらの導入を進めております。近隣の様子を問合わせましたところ、神奈川県内では川崎市のみ導入していると分かりました。葉山町が導入したとしましても、やはり近隣が導入していないと、葉山町だけの欠席者、感染症の情報は分かりますけれども、近隣の様子が分からないため、今回は導入を見合わせたところです。県立高校におきましても導入はしていないということで、今後神奈川県がどのように進めていくかということも見ながら、葉山町でも検討を進めていきたいと考えております。以上です。

教 育 長) じゃあ、小峰委員の代わりに聞くと、そもそもこれは何を目的にしているのか。

学校教育課指導主事) 何を…確認ですか。

教 育 長) このシステムというのは、そもそも何を目的にしているのか。

学校教育課指導主事) このシステムを導入しますと、毎日欠席者や感染症、例えばインフルエンザで欠席者がこれだけいるというふうにパソコンで記録していきます。一括して近隣、例えば逗子市や三浦市も導入していますと、近隣の欠席者やインフルエンザの感染症の様子が分かるので、対策・予防につながります。

教 育 長) 小峰委員、よろしいですか。

小 峰 委 員) これ見ると、大分前、平成29年度からやってたものなんですね。今、教育長が

私の質問に付け足して質問していただいたように、毎回毎回各学校から報告はしているのだと思いますけれども、システム化されているほうがより実態がつかみやすいということなんだと思うんですけども、導入、利用が進まなかった理由は何だったんでしょうね。

学校教育課長) 通知の中でも登録しているところが全国的に半数程度なんです、登録しているところが。お話を伺うと、養護教諭が中心になろうかと思いますが、日々の欠席状況や風邪の症状を一日一日入力し送信するのは事務的な負担が大きいということで、なかなか活用が図られていないという現状があるようです。一律に地域全体で加入すれば、各地域の罹患状況や流行の状況がポイントになって示されるので、予防対策に大いに参考になるかなとは思いますが、なかなか人的、事務的な部分で周知徹底や活用が図られてないというような現状になっています。

教 育 長) よろしいですか。

小 峰 委 員) 分かりましたけど、難しいことですね。難しいということが分かりました。

教 育 長) 鈴木委員。

鈴 木 委 員) 基本的には、日本人の特性もあって、登録したくないんですよ。要するに、何かあったときに自分を隔離されるのが嫌だ。だからなかなかそこから増えない、多分。東京都なんかやっているのもまだ 30%ぐらいかな。恐らく増えないですよ。結局、自分が無症状だった場合でも、病院に入らなきゃいけないでしょう。多分したくない人がかなりいるんだろうというふうに見ておいたほうがいいので、その他で幾ら頑張っても限界はあるね。だから、取れる情報も限られる。これは仕方がないことだというふうにして進めていくしかない。

教 育 長) 考え方として、本町ではどうするかということですよ。事務的に今年度見送りましたというのは分かったけれど、さっき、そもそも目的はって聞いたのは、そもそもいいことだと思っているのかどうか。いいことだと思っているんだったら進めていく努力をしなければいけないでしょう。

ほかに質問ありますか。よろしいですか。

では、以上をもちまして質疑を終了いたします。定例校長会議についてはこれをもって終了といたします。

(議案第 11 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 4、議案第 11 号「令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 11 号 令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定に基づき、小学校教科用図書を採択する。

(別紙)

令和2年7月15日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

令和3年度使用小学校教科用図書を採択する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により提案するものです。

内容については担当課から説明いたします。

教 育 長) 濱名学校教育課長。

学校教育課長) それではよろしく願いいたします。

令和3年度使用小・中学校教科用図書の採択につきましては、令和2年3月27日付で発出された文部科学省初等中等教育局局長の通知、「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」を受けて、採択業務を行うこととなります。

小学校につきましては、今年度より新学習指導要領完全実施となっておりますので、昨年度教科用図書の採択を行いました。義務教育小学校において使用する教科書につきましては、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないこととなっているため、今年度と同一の教科書を継続採択したいと考えております。

以上のことから、小学校教科用図書につきましては自動継続に近い形での採択になりますので、本日ご承認をいただければと思います。

また、中学校教科用図書の採択につきましては、来年度の令和3年度が新学習指導要領の完全実施年となりますので、今年度全ての教科書について新たに採択を行うこととなっております。したがって、中学校教科用図書につきましては、8月5日、葉山町教育委員会臨時会におきまして、ご審議いただく予定となっております。

また、学校教育法附則第9条、特別支援学級に使用する教科書、いわゆる9条本につきましては、担当のほうからご説明させていただきたいと思っております。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 9条本につきましては、教科書目録に登録されている教科用図書以外の教科書を採択することができるとなっておりますが、今年度につきましては各学校からの申出はございませんでしたので、今年度申請はございません。以上です。

教 育 長) 説明は以上です。

簡単に言うと、中学校は8月5日に全面的にやります。小学校に関して言うと、9条本に関する申請はありません。

それから、4年間継続使用ですから、出版社等の事情による変更みたいなものはありませんので、継続という形で原案を提出したということになります。

ご質疑ありましたらお願いします。よろしいですか。

絶対にこれは駄目だという意見ないですね。ということであれば、質疑を終結いたします。

それではお諮りいたします。議案第 11 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 11 号「令和 3 年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第 12 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 5、議案第 12 号「令和 4 年度以降の成人式の開催方針について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 12 号 令和 4 年度以降の成人式の開催方法について。

令和 4 年度以降の成人式の開催方法を次のとおり定める。

(別紙)

令和 2 年 7 月 15 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

民法の一部改正により、令和 4 年 4 月 1 日から成人年齢が 18 歳に引下げられることに伴い、令和 4 年度以降の葉山町成人式の開催方法を定めるものであり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 17 号の規定により提案するものです。

内容については担当課からお願いします。

教 育 長) 中川生涯学習課長。

生涯学習課長) それでは説明させていただきます。

説明にありましたとおり、令和 4 年 4 月 1 日から成年の年齢が 18 歳に引下げられるということで、令和 4 年度以降の成人式をどうするかということで、総合教育会議等でもお諮りさせていただきました。その結果ですね、やはり 20 歳と、これまでどおり 20 歳ということで、葉山町においては令和 4 年度以降の成人式についても 20 歳とするということとさせていただいております。

それとですね、同時に、その開催時期についてもお諮りさせていただきましたけれども、やはりこれまでどおり 1 月の成人式ということになりましたので、これまでどおりとさせていただくというものであります。

それとですね、併せて、本年度の成人式についても若干説明をさせていただきたいと思います。本年度ですね、成人式につきましては、一応事務局としては通常どおりやりたいというふうに考えております。そのためですね、例年10月から11月にですね、実行委員会というものを立ち上げておるんですけども、これを前倒ししてですね、今月中にですね、実行委員会のほうを立ち上げて、成人式の実施とか実施方法、そういったものについてもですね、8月中旬に結論を出していただくという形で準備のほうを進めさせていただいております。

以上になります。

教 育 長) ご質問。本町の成人式の開催年齢と開催時期ですね、基本方針になっていますけれど、これに関していかがですか。よろしいですか。では、併せて、本年度の話が出ましたので、もしよろしければ、ご意見あれば承ります。鈴木委員。

鈴 木 委 員) 中止することも考えているの。それとも、やり方を今までとは違う、来賓を呼ばないとかね、保護者だけにするだとかということも念頭にあるの。

生涯学習課長) 今の時点では、基本的にやりたいというふうに思っておりますけれども、コロナの状況等によってはですね、中止という場合もあるのかということも含めて検討はさせていただきます。

教 育 長) やるに当たっては。

生涯学習課長) そうですね、やるに当たってはですね、今までのような形でのやり方は難しいというふうに考えております。例えば、今年で言えば対象の方が300名ほど、通常の参加率ですと大体250名程度が参加すると思われれます。福祉文化会館、定員が500名ですので、参加者だけでもソーシャルディスタンスを考えて半分でやることにして、250名で既にいっぱいとなってしまいます。そうすると、来賓の方とか保護者とか、そういった方を呼ぶのはなかなか難しいのかなといったようなこともありますので、そういったやり方についても、あと場所ですね、そういったことも検討はしていかないといけないというふうに思っております。

鈴 木 委 員) ぜひやってあげてほしいんだけど、今までどおりやっても、できないことを考える。要するにやることを考えるんじゃなくてね、今、課長が言われたように、今年もそうだったのかもしれない。ちょっと私もあまり記憶にないんだけど、何らかの制約を受けた上でやるという方法で検討するのが一番正しい方法だろうと。コロナウイルスについては、それまでに解決はしない。だから、常に違う方法でやることを今から、実行委員の方、保護者の方に通知とかね、認知していただくということが大事。土壇場になってコロナで騒がれるんじゃなくて、もう事前にそういう方法になる確率のほうにウェイトとしてはかなりありますよというところからの説明のほうがいいと思う。

教 育 長) ほかにご質問ございますか。どうぞ、水沢委員。

水 沢 委 員) 本年度の成人式も、恐らくそういう新型コロナウイルスなどの安全対策で、通

常ではないことが当然でありますよね。そのとき、何かもしマイナス面だけではなくて、もしその成人式をライブ配信するみたいなことで、そういう仲間たちとか、あるいは成人になったときに葉山を離れていた子たちも、仲間のそういう会を、何か一種、端末で見ることができるような形の配信をしてあげられるといいのではないかと思います。

そういうときに、葉山のそういう式典のゲストなんかもちよっと工夫をして、配信されたものも、ただセレモニーというより、何かやっぱり非常に楽しい部分を自分の部屋で見ている楽しめるようなコンテンツを考えてあげる。そういうことについては、もちろん下位委員は得意だけど、それこそコミュニティスクールの、そういうことへの能力にたけている音楽家とか、僕自身の経験をちよっと言うと、今年度で言うと去年度の日本の美術評論家連盟の総会というものがあって、私はその会員なのですけど、常任委員でもあるので、年に1回、総会をやる。そのときに、会員多数集まる機会なのでシンポジウムもやる。セットになっていて、去年からいろいろな事情があって、できないまま、今年に入ったらコロナの騒ぎになった。シンポジウムができない。でも、常任委員会リモートでやりましょうとやっているときに、その常任委員の1人から、自分の仲間がそういうネット配信的な美術作品、アート作品を作るような人がいる、だから、アーティストと一緒にやりましょう。もちろん、当然そこに使用料とかいろいろなウェブ上のスタジオを設定するとか、いろいろなことがあって、お金が必要になって、それを緊急的に使うことで配信しようという結論になりました。

それで、その常任委員会の後にシンポジウムを開いたのですが、そうすると普段の日本を代表する美術評論家たちが壇上に出るので、例えば東京国立近代美術館の大ホールを使っても、また300人ぐらい集まるのです。でも、今回はそういうことは絶対あり得ない。それで、結局その仲間のアーティストが運営するスタジオにパネラーだけが集まって、そこから配信するというやり方のシンポジウムにしたのです。ただ、そこは技術的には恐らくそういうメディアアーティストだから最高レベルの運営ができた。スピーカーたち、パネラーたちも、決して全員得意なわけではない。でも、そのアーティストがいるおかげで、彼がDJになり、しゃべっている人たちが、今の言い方ではマイクに乗ってなくてだめですとか、こちらに画像がありますから、今アップしますよとか、ほんと即興的にシンポジウムを活気づけるんですね。画像の精度のレベルもすごく高いし、それと恐らく、僕はそのあたりよくわからないのだけど、非常にアクセス数が多くても、絶対フリーズしたりしないのですね。非常にいい状態でライブ配信ができて、僕も知らなかったのだけれど、それ、ライブ配信を聞いている人たちの様子までわかるのですね。これはデジタルデータ的にわかるのです。そうすると、終わった後に彼から報告が正式にあって、そうすると今回のライブ配信を視聴してくれ

たのは1万2,000人だというわけです。

ということは、全員が3時間もあるシンポジウムを見ていたとは思えないし、そこも分析できるけれども、でも関心を持ってのぞいてくれる人は1万2,000人もいる。現実のリアルなシンポジウムでは、せいぜい頑張っても五、六百人しか集められないし、物理的に入れない。ところが、そういうデジタル空間であれば1万2,000人ぐらいが出入りして、少なくとも日本のトップクラスの批評家のコメントを聞けるのです。それこそ、こういうコロナみたいな危機的な状況ができたときに現実はどうあるべきかという「地殻変動」というシンポジウムのタイトルは、タイムリーだったので、多くの美術関係者などが聞いたかったのです。そこまで関心を引き出せるということは、こういう非接触の形のコミュニケーションの可能性をすごく感じさせる出来事だったと僕は思ったんです。

そういうためには、専門的な人間のアシストがないと、空回りになってしまう。そういうコミュニティスクール的な発想というか、学校のつながりの中から、専門的な経験や知見を提供してくれるということとを共有し合う。それが例えば成人のための一つのテーマだというふうになったら、かなり強い共感と協力を得られるのではないかと思ったわけです。そういうライブ配信的なことも工夫されると、これ自体は学校における教育の発信ということも一つの参考例にもなるし、発信する側の教育委員会というか、葉山町の側もそういうことに慣れていくという経験にもなる。盛り上がると、普段はそのことを話題にしない人間も、あれはよかったよねとか、あそこ、ああなればもっとよかったかもとか、いろんな意見がその後でも出てくるのです。それはメールでやりとりしました。でも、そういうこともできるので、やはり何かぜひそういうライブ配信、いろんなレベルはあるけど、今度の成人式は工夫されて、下位委員にアドバイスもらえば、何かいい形が探れるのではないかなと思います。一つのアイデアとしてご参考までに述べさせていただきます。以上です。

生涯学習課長) 貴重なご意見ありがとうございます。検討のほう、させていただきます。

教 育 長) ほかによろしいですか。では、ご質疑がなければ、これにて終結いたします。

議案第12号についてお諮りいたします。承認することにご異議ございませんでしょうか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、議案第12号令和4年度以降の成人式の開催方針については、原案どおり承認されました。

(報告第6号)

教 育 長) 続きまして、日程第6、報告第6号「教育長の専決事項について」を議題いたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 報告第6号 教育長の専決事項について

葉山町教育委員会事務局等の職員の任命について、専決したので報告します。

(別紙)

令和2年7月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第1号の規定により専決したので、同条第2項の規定により報告するものです。

別紙をご覧ください。令和2年7月1日付の人事異動については、記載のとおり係長級1名の町長部局からの転入でございます。所属は南郷上ノ山公園となります。以上です。

教育長) ご質疑等ございますでしょうか。

では、質疑を終結いたします。以上、報告第6号教育長の専決事項については、これをもって終結いたします。

(報告第7号、報告第8号)

教育長) それでは次にまいります。日程第7、報告第7号及び日程第8、報告第8号「教育長の事務代理に係る報告（葉山町スポーツ推進委員の解職及び委嘱について）」を一括で議題といたします。

議案について説明をお願いします。教育部長。

教育部長) 報告第7号 教育長の事務代理に係る報告について。

葉山町スポーツ推進委員の解職について、教育委員会の事務を臨時に代理したことについて報告します。

氏名 小峰淳子。

解職年月日 令和2年6月30日。

令和2年7月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町スポーツ推進委員 小峰淳子から、令和2年6月30日付けで辞職届が提出されたことに伴い、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項の規定により教育委員会の事務を臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定により報告するものです。

続いて、報告第8号 教育長の事務代理に係る報告について。

葉山町スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会の事務を臨時に代理したことについて報告します。

氏名 鳥山かおる。

委嘱年月日 令和2年7月1日。

令和2年7月15日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町スポーツ推進委員 小峰淳子から、令和2年6月30日をもって辞職の申し出がされたことに伴い、後任の委員を令和2年7月1日付けで委嘱する必要があり、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育委員会の事務を臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定により報告するものです。以上です。

教 育 長) これより質疑を行います。ご質問の方は挙手をお願いします。

よろしいですか。では、質疑がなければ終結いたします。

確認させていただきます。報告第7号及び第8号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、報告第7号及び報告第8号教育長の事務代理に係る報告について（葉山町スポーツ推進委員の解職及び委嘱について）は、原案どおり承認されました。

（令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価結果報告書（案））

教 育 長) 続いてまいります。日程第9「令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価結果報告書（案）」についてを議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) それでは、日程第9「令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価報告書（案）」についてご説明いたします。

本日、教育委員会事務局で作成した第2次教育総合プランに係る令和元年度の点検・評価結果報告書（案）を配付させていただいております。別紙の作成の流れをご覧ください。本年6月4日、書面会議により学識経験を有する者の知見をいただき、報告書（案）に添付し、その後、事務局において最終確認を行い、本日配付させていただいております。今後につきましては、8月11日までに教育委員各位のご意見をいただき、事務局でとりまとめ、8月15日の定例会に議案

として提出する予定となっております。大変ボリュームのある内容になっておりまして、お忙しいところ恐縮ですが、締め切りを8月11日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長) ご質疑があれば挙手をお願いします。

スケジュールの確認ということですが、これについて特に補足で言うことはなしですか。

では、大部のものですけれども、お読みいただいて、8月11日までにお知らせくださればと思います。

スケジュールについてご質疑はございますでしょうか。よろしいですか。内容については興味津々ですので、じっくりお読みいただきまして、ご意見お寄せいただければ、対応していきたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、質疑は終結いたします。

お諮りいたします。令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価結果報告書(案)について、報告されたスケジュールのとおり進めるということに対してご異議ございませんでしょうか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) 異議なしと認めます。以上、日程第9令和元年度葉山町教育委員会事務点検・評価結果報告書(案)についてはこれにて終了いたします。

(新型コロナウイルスに関する対応について)

教 育 長) 続きまして、日程第10「新型コロナウイルスに関する対応について」を議題といたします。

次第に記載された順に進めていきたいと思っております。まず、学校教育課でよろしいですか。瀧名学校教育課長。

学校教育課長) まず、臨時校長会議の報告をさせていただきたいと思っておりますので、6月24日、第13回通算第19回臨時校長会議次第をご覧くださいと思います。

2番の協議・情報交換につきましては、次第のとおりとなっております。協議事項として、(1)の令和2年度の町立小・中学校における夏の海浜利用についてですけれども、県や町の対応、進捗状況について情報提供をさせていただきました。併せて、保護者へ周知する文面や内容等について確認をさせていただいたところです。

また、各校で夏休み前に児童・生徒に例年行っております夏休みの過ごし方という生活指導を実施する折に、今年の夏の海浜利用についても重ねて指導するようにお願いしました。この周知の文面については、後ほど説明をしたいと思います。

そのほか、平常授業が6月22日から開始しておりましたので、各校の子ども

たちや職員の様子、取組状況等について情報交換をさせていただきました。また、令和2年2月18日から、ほぼ毎週1回実施させていただいております臨時校長会議も、一旦ここで終了させていただいて、状況次第で今後再開する旨を確認させていただきました。臨時校長会議の報告は以上になります。

教 育 長) 続けてお願いします。

学校教育課長) はい。町立小・中学校児童・生徒の夏の海浜利用についてでございます。別紙がございますので、そちらをご覧ください。

葉山町では既にご存じのとおり、今年度の夏、海水浴場は開設いたしません。このことを受けまして、昨年と今年と何が変わるのかというようなご意見を下位委員からもいただきましたし、保護者の中からも、何が違うのという疑問の声が多く上がっているということ伺いました。それを受けまして、葉山町教育委員会では、昨年と今年の夏の相違点について、このペーパーの中央にあります比較表を作成し、6月24日の臨時校長会議に情報提供を行いました。

この表を見ていただきたいのですが、左側が昨年度、真ん中が今年度の状況です。備考の記載内容につきましては、これによってどんなことが変わるのかという具体の例示を書かせていただいております。重ねて、ちょうど表の中央にあります、特に遊泳区域を示すブイの設置について、今年度その設置のブイがないということで、沖に流されてしまう危険性があるということに加えて、※印1に書かせていただいておりますが、沖まで流される離岸流の説明を追加で書かせていただいております。

また、その下の救護員の配置につきましても、今年は救護員の配置がありませんので、けがやクラゲに刺されたとか、海には毒や鋭いトゲを持つ危険な生物も存在しますので、そういった注意喚起です。一番下になりますが、今年は海の家も設置がございませんので、特に熱中症のリスクが高まりますので、そういった注意喚起の部分をつけ加えて載せさせていただきました。

6月29日に産業振興課が町民全体に対して町のホームページに令和2年度の葉山の海浜利用について掲載いたしましたので、それを受けまして、翌日の6月30日に、今ご覧いただいているお知らせを掲載させていただきました。

併せて、同日保護者の方々には、このホームページをしっかりとご確認いただきたい旨、一斉メールでご連絡させていただいて、くれぐれも安全の確保に努めていただくように、ご理解とご協力を賜りたい旨、ご連絡をしたところです。以上になります。

教 育 長) 続けて、どうぞ。

学校教育課長) 続けて、放課後学習サポート教室の進捗状況についてお話をさせていただきます。6月29日から平日、水曜日を除く放課後と、土曜日の9時半から11時半まで、放課後学習サポート教室を一色小の新館において実施をさせていただいてい

ます。場所の関係で、20 人を上限とし、希望する子どもたちを割り振りさせていただきました。平日は大体二、三人の欠席が日々ありますけれども、おおむね子どもたちは意欲的に参加をさせていただいております。

平日の取組の様子ですけれども、本当に子どもたち、よくやっているという報告を受けております。ただ、数名のお子さんに関しては放課後になりますので、疲れ切っている様子が見受けられるというようなことも伺っています。

学習の様子は、自分で学習課題を設定して主体的に取り組んでいるお子さんがほとんどということで、頑張っている様子がうかがわれます。特に給食調理員さんのご尽力いただきまして、平日についてはおやつを提供しています。そこがかなり子どもたちの喜びにつながっているようです。

また、土曜日については、1 回目为天候の関係で中止とさせていただきました。先日 2 回目の土曜日の授業に私も行ってまいりましたが、2 時間という長い時間帯でしたが、かなりお子さんたちの意識が高く、集中して取り組んでおりました。この日はおやつを提供がありませんので、手作りのしおりになりますけれども、今はやっているアマビエという妖怪をしおりに描き、塗り絵で楽しめるような形で、ご褒美的なものも提供いたしました。全体的に子どもたち、本当に意欲的に取り組んでいるという状況になります。

ただ、課題として、教育研究所の職員が中心に指導をしておりますが、欠席連絡等については、なかなか保護者の方と連絡が繋がらない状況もあるようです。それから安全確認ということで、天候が不順な季節ということもございまして、実施の判断と連絡についてが急を要する場面もあって、課題となっている旨報告を受けているところです。今のところ進捗状況は以上になります。

教 育 長) 生涯学習課。中川生涯学習課長。

生涯学習課長) それでは、通学支援事業について、現状のほうを説明させていただきます。

こちらの事業なんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策として、町外の教育機関に通学する子を持つ世帯に対して、上限 1 万 5,000 円で支援するというのを 6 月の補正で取らせていただいたものです。7 月 13 日現在の状況なんですけれども、予算では全体で 1,900 件ほどの申請を見込んでおりました、13 日現在で 157 件の申請をいただいております。補助金額といたしましては、234 万 9,980 円というふうになっております。

内訳なんですけれども、やはり一番多くなっているのは高校生で、157 件のうち 113 件は高校生。あとやはり大学等は前期がオンライン授業になっているという関係で、7 月 13 日現在でまだ 19 件の申請にとどまっております。小学校・中学校は 25 件、大学に関しては 9 月、後期ですね。9 月以降また授業が再開されれば、申請等が伸びてくるのかなというふうに思っております。

状況としては以上のような状況です。

教 育 長) ほかはよろしいですか。

それでは、何かご質問ございましたら承ります。鈴木委員。

鈴 木 委 員) 葉山町としては普通に遊泳禁止のときがあるじゃない、台風なんか。その場合は何らかの動きが出るの。あの海岸の中で。

教 育 部 長) 海水浴場を開設している場合は、遊泳禁止の時は、監視所で赤旗を出し、加えて、遊泳禁止の放送を入れると思います。

鈴 木 委 員) 要するに、いつもと同じように遊泳禁止の表示はするということね。遊泳は禁止ですよという。

教 育 部 長) 今年は、海水浴場を開設していませんし、県でも、遊泳は遠慮してほしいと看板を出していると聞いていますが、あくまでも強制ではないので、悪天候で、海が荒れている場合は、パトロールによって、赤旗を出すこともあるのではと思いますが。

教 育 長) よろしいですか。下位委員。

下 位 委 員) 今、共有いただきました「令和2年度町立小・中学校児童・生徒の海浜利用について」についてですが、メールの配信と、文書を出していただいて、ありがとうございました。メールはプッシュ型の配信なので、受けている方はほとんど読んでくださっていると思います。なかなかプル型であるホームページの掲載しても見てもらえません。メール配信とセットにしてくださったため、多くの方に気づいていただけたのではないかと考えています。ここまでやっていただいても、「今年の家ってどうなるの?」と言っている方がちらほらいらっしゃるようです。情報はちゃんと発信をして、それを受けた方が見る、見ないはその方の自由だと思いますが、今回のこれに関してはある程度強制的にでも知ってほしいなと思うところもあります。今後、夏休みに入る直前に学校から指導が入ると思いますので、その際に子どもたちにも紹介していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

教 育 長) ほかよろしいですか。

特にないようでしたら、これで終わりますけれども、よろしいでしょうか。では、新型コロナウイルスに関する対応については終了いたします。

(その他)

教 育 長) 続きまして、日程第11「その他について」を議題といたします。

委員さん方のご提起がありましたら、お願いします。

鈴 木 委 員) この前も言ったんだけど、いよいよ台風のシーズンだね。よく学校が避難場所になるわけだから。前回と違うのは、今回、副町長がいらっしゃる。教育委員会と町長部局とのどういう線引きにするのかね。特に学校を使うわけだから、当然校長たちも気にして来られている校長、たくさんいらっしゃるわけんだけど、

どこまでが教育委員会の分野でやらなきゃいけないのか。どこからは災害本部のほうに引き渡すということになるのかね。その辺の調整というのは、これから。

教育部長) 台風の場合、防災マニュアルに従いますので、教育委員会は避難所開設・運営が役割になっています。別に線引きとか、教育委員会と町部局で調整をしているわけではなくて、あくまでもマニュアルに従って、配備人数も決まっています。

鈴木委員) そういうとね、避難場所の運営というのは全て教育委員会のほうでやれということなの。

教育部長) そうです。教育委員会と福祉部が避難所の開設運営となっています。避難時は、学校だけでなく福祉文化会館や町内会館などがありますので、それを福祉部と教育委員会でやっていくので、教育委員会の職員が町内会館に行く場合もあります。また、台風の規模によって、避難所の開設数や配備体制も変わります。

鈴木委員) そうすると、要するに教育委員会のメンバーが向こうに行くということについては、身分保障ははっきりしているわけだね。要するに、町として責任を持って出せるわけだから、何か障害があった場合の事故、職員でも事故あるわけだからね。それに対しても身分保障はきちっとしているということで判断していいの。

教育部長) そのように承知しています。

鈴木委員) ということは、学校に例えば避難になったときに、校長は当然いらっしゃるケースが多いですね。避難所の責任者は校長ではないわけだね、基本的に。対策本部のほうでやるわけで、校長の責任というのは一切ないわけだね。

学校教育課長) 運営に関しては今申し上げたとおり、町職が行う形になりますので、基本的には学校長に何か責任が追うようなことはないと思います。ただ、学校の避難所開設に伴って、開設場所を決めておりますけれども、臨機応変の判断等も必要になりますので、そういったときにやはり校長のご意見を伺ってということはあるかと思えます。

鈴木委員) ということは、学校長は職務上出てこないといけないということは決まってないということだね。

学校教育課長) 今、防災安全課が定める町の防災計画も見直しをするということで、聞いております。それを受けて、平成 24 年に葉山町立学校の防災計画を策定しています。それを受けて、各学校がそれぞれの学校の防災マニュアルを作成しておりますが、今現在学校が持っている学校防災マニュアルの中には、避難所開設時には管理職もかけつける旨明記している学校もありますので、基本的に管理職には来ていただく必要があるものだと認識しています。管理職にはその旨お願いしています。

先ほど申し上げたとおり、町の防災計画も今年改定するように聞いていますので、それを受けて町の小・中学校の防災計画、そして学校の防災計画も、内容をやはり統一した形にしていかなければというところで、校長先生方にも投げかけております。今年度内にそういったものの整理をする予定になっています。

鈴木委員) 学校教育で、僕は定義をしてほしいんですよ。要するに学校長が、多分最終的には学校長のような気がするんだね。町部局が来る前にね、もう避難される方はされて、当然それは学校側で対応するわけですよ。これは正しい判断だと思う。そして、きちっと立ち上がった時点で葉山小学校の避難運営をやるんだろうと思うんだけど、そこでどこかで引き渡すんだろうと思うけどね。要するにサービスで何かをやるというのは嫌なんですよ。何をやるにしても、ちゃんとした基準に基づいて、それがちゃんとやらなきゃいけない仕事のうちのひとつだと。

なぜこれを言うかという、災害のときというのは、誰が災害を受けるかわからないわけですよ。だから、例えば車で流されて、けがでもしたといった場合、サービスで動く分については何も出ないわけですよ。これは教育長も心配しておられると思うけどね。学校長が最初に当たって引き継ぎますよ。その間は学校長の判断でやる、人が入るんだよということがちゃんと明文化されているんじゃないとね、学校長は当然来る。例えば葉山の場合、水があまり出ることはないかもしれないけど、例えば崖が崩れたとか、学校長がけがしたと。それがサービスだったらね、補償の分は全くないわけですよ。本人として。だから、それをきちんとお願ひしておきたい。

要するに、サービスで何かをやるという、慣習みたいなのはだめ。あくまで、ちゃんとそれは防災のシステムの中で、町職は教育委員会から出ても構わないんだけど、学校長、教頭、学校の職員の扱いをきちっと何かで明記をして、事故、これからは病気もあるだろうと思うんだけど、そういうときに町が対応できる、町が責任を持ってそれに対して補償なり費用なり、ちゃんと出していける。そういうものにしなきゃ、そこを決めてほしいんですよ。これは小峰委員も去年すごく心配されていた。私にも相談があったしね、私もそう思う。うちのメンバーが2人行っていて、何時間もやったけど、聞いたら後でいったら何の補償も…補償というかね、やらなきゃいけないというルールがあるようでないような、そこが一番困るんだよ。出すのはしょうがないけど、出していかなきゃいけない状況なんだろうと思うけど、それが学校運営の中、学校だから全部それは教育委員会がやりなさいというのは、僕は間違っていると思っているんですよ。

だから、最初のうちだけ出すのはいい。悪いことじゃないし、それは学校長も出たいだろう。だけど、出るに当たっても、ちゃんと保障がきちっとあった上で、教員もそうです。被災のところに行く場合には公務ですよということは、きちっと明文化されてない。後で何かあったときに非常に難しい問題になると思うんですよ。例えば、こんな言い方はおかしいけど、何かあったときにね、ご家族が納得しないと。要するに仕事で行ったのに何でけがしたのに、亡くなったのに補償しないんだという話が絶対出てくる。だから、ちゃんと明文してね、何かあったときの責任は町が負えるということがすごく大事。そこを決めてもらってち

ようだと。それがなければね、私は教員の避難所関係に携わらせることについては、あまり賛成できない。反対。身分保障があって初めてできることなんだということをね、きちっとお願いしておきたい。よろしくお願いします。

教 育 長) 私からもお願いしたいなと思いますけれども。今の鈴木委員の発言で、大体2つのことがかかわるわけです。まず1つは、町に災害対策本部が設置された場合は、教育部の職員も一元的に対策本部の傘下に入ります。先ほど部長が言ったように、その中での業務分担、役割分担の中で災害対策活動に当たり、当然補償の対象にはなりません。もちろん時間外であるか等問わず、公務として、それに従事するわけです。これはそういう仕掛けでやっていきます。だから、学校については基本的に教育部の職員がやりますけれども、それは役割分担のせいであって、学校だから自動的にという話ではありません。

2つ目のほうが大きな問題だと思います。これについては昨年、例えば南郷中学校や何かで、益田校長をはじめとして職員が何人か、実際に避難所の運営を手伝っているわけです。ほかの学校でもあったと思います。校長たるもの、そこにいれば当然手を出すと思います。そのことについて、私も去年気になったので、調べました。今、手元に資料がないんですけど、何年前かの通知で、この手の災害が増えた時期に、文部科学省が出しているところです。そもそも校長はなぜ行くかという、それは避難所の運営のために行くわけじゃないですよ。校長は施設設備の管理責任を負っているじゃないですか。それは本町の管理運営規則に書いてあるし、もっと言えば、教育活動全般の中に施設の管理って位置づけられていて、だから暴風雨、台風が来るので施設の維持管理のために校長はいなきゃいけないわけです。あるいは教頭がいなきゃいけない。さらに、その維持管理に関し人手を要するというふうには校長が判断した場合については、職員に休日であっても命ずることができるということになっている。実際に子どもの避難とか、そういう話に関して言えば、先ほど濱名課長が言ったように、それぞれの学校の防災対策運営規則みたいなのところに書いてあると思うんだけど。避難所との接点の話、書いてないんです。書いてないこと自体がよくないので、何らかただし書きでもつけるべきだというふうに思いますけれども。ただ、法律上はそういう施設維持のために来ている、かつてであれば学校教職員の業務の対象外とされていたような避難所運営に関して手を出してもいいということが書いてあります。通知の中に、手を出してもいいって変だけれども、実際にその施設の維持管理業務の延長上で、避難所のサポートをするようなことをしても構わないという、そういう書き方をしています。また、そういう判断を学校側でして、校長も当然ですけれども、一般の職員が手を出した場合についても、仮にけがをしたりすれば、公務災害認定ができると書いてあります。なので、今は積極的にやれとは言いませんけれども、実際に、わずかな人数で、膨大な数の避難者が殺到した場合、

さばききれないときに教員が手を出すというのは当然だと思うし、そのことについては、ほぼ自動的に、後からでも追加認定するというか、公務として認定することも可能だし、公務災害を認定することも可能であるわけです。そのことは積極的に学校側にも周知していきたいし、校長たちにも理解してもらいたいし、避難所の話に関しては、何かしら説明しておくのもいいと思います、学校側に。

それから、町の防災関係に関して言うと、今、鈴木委員がおっしゃったように、対策本部から指示があって、そこに町の職員が行く前に、もう避難してきた町民が殺到していて、事実上、先行してそこにいた教職員が校長を含めてさばかなきゃいけない場合がある。それは多分、想定してない。対策本部の規則の中に何がしか、そのことに関する一筆があってもいいかというふうに思います。そういう話はさせていただきたいと思います。

私としては、今の話、そんな感じで整理できるかと思ったんだけども。

教育部長) 避難所を開設する場合は、防災メールや防災無線などで町民に周知すると承知しています。そういう情報がない中で、学校に町民が避難して来たというのは、少なくとも私は聞いたことがない。ただ、開設時間より早く避難して来た町民がいたという記憶はありますが、学校長が避難所に町民を引き渡すということは、ないと思います。いずれにしても、防災課には伝えていきます。

教育長) ほかに。委員さん方、よろしいですか。下位委員、どうぞ。

下位委員) 夏休み、本来夏休みだった期間中に今年は登校をすることになります。約2週間ちょっとぐらいですが。その登校時に熱中症が怖いという話が、先日葉P連の会議で話題になっていました。例えば日傘を差すとか対策の方法は幾つかあると思うんですが、そういったことをまた学校から子どもたちに向けて周知していただけるようなことができるようであれば、お願いしたいと思っております。以上です。

学校教育課長) はい、承知しました。

下位委員) はい。雨傘でもいいので、透明じゃなければ。

教育長) ほかにございますか。

では、ないようでしたら、最後に主な行事予定について、教育部長お願いします。

教育部長) それでは、主な行事予定です。

8月5日(水) 教育委員会臨時会(教科書採択)

19日(水) 定例教育委員会(予定)

となっております。臨時会は…。

教育長) 臨時会は何時から。9時開始ですか。

学校教育課長) 昨年10時だったので、10時でいいかと思うんですが。

教育長) 臨時会、9時30分開始。

教育部長) 定例会は19日で、こちらは9時30分。よろしいでしょうか。
それではお願いいたします。

教 育 長) 行事予定、よろしいですか。ほかに追加等ございませんか。
では、ないようでしたら、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。時刻は11時46分です。